

環境保全条例及び環境保全条例施行規則 抜粋

○特定施設について

(環境保全条例)

第 28 条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定施設 次のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設であって規則で定めるものをいう。(一部省略)

ア カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質を含むこと。

イ 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。(一部省略)

(2) (略)

(3) 排出水 特定施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水をいう。

(4) (略)

(環境保全条例施行規則)

第 11 条 条例第 28 条第 1 項第 1 号の特定施設は、別表第 3 に掲げるとおりとする。(一部省略)

別表第 3

番号	特 定 施 設 の 種 類	届出 数	
1	油その他のあきかん再生業の用に供する洗浄施設	0	
2	ばい煙又は粉じんの湿式処理施設	1	
3	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 牛房施設(牛房の総面積が 100 平方メートル未満のものを除く。) イ 馬房施設(馬房の総面積が 100 平方メートル未満のものを除く。) ウ 鶏舎(鶏の飼養羽数が 1,000 未満のものを除く。)	19	
4	し尿浄化槽(建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 100 人以下のし尿浄化槽を除く。)	28	

六価クロム化合物を排出する恐れのある事業所は 1 か所。但し、公共下水道への放流のため公共用水域への排出はない。

○排水基準について

(環境保全条例)

第 29 条 市長は、公共用水域の水質の汚濁を防止するために必要な排水基準を規則で定めるものとする。

2 (略)

3 市長は、排水基準を定めようとするときは、千葉市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第 37 条 排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。

2 (略)

(環境保全条例施行規則)

第 14 条 条例第 29 条第 1 項の排水基準は、別表第 4 に掲げるとおりとする。

別表第 4

1 有害物質に係る汚染状態

有 害 物 質 の 種 類	許 容 限 度
(カドミウム及びその化合物 から 鉛及びその化合物 まで 略)	
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.5 ミリグラム
(砒素及びその化合物 から 1、4 - ジオキサン まで 略)	

「0.2 ミリグラム」
に改正する